

# 役員報酬等及び費用に関する規程

公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人和歌山県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。)の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは認定法第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 連合会は、役員に対し理事会出席等、必要の都度別表1に定める報酬を支払うことができる。

- 2 役員には前項に掲げる報酬以外の報酬等は支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (費用)

第5条 連合会は役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第6条 連合会はこの規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 報酬の額

開催場所	県内	県外
日当	4,000円	5,000円

別表2 費用の額

①交通費	自家用車使用の場合	1kmにつき30円
	交通機関利用の場合	旅費規程に定める金額
②旅費	宿泊費	実費(上限 15,000円)
	その他	実費
③その他		実費

\*②及び③については原則として領収証の提出を要す。